

千葉県庁生活協同組合 減資申込書

提出日 年 月 日

千葉県庁生活協同組合 殿

私は貴組合定款を承認の上、次のとおり減資いたしたく申し込みます。

所属コード (わかる場合)																				
所 属																				
※支所・課までご記入下さい																				
職員コード												カタカナ		印						
自宅・携帯TEL											氏名									
自宅住所	〒 —																			
減 資 金												円	減 資 口 数							口

◆振込先の口座を確認させていただきます。

ご指定の 金融機関の 口座	銀行		本店							
	信用金庫	信用組合	出張所							
	農協	漁協	支店							
	金融機関番号					支店番号				
	① 普通預金	② 貯蓄預金	口座番号							
口座名義人 (預金者のお名前)	フリガナ									

<千葉県生協使用欄>

振込手数料は減資金から差し引かせていただきます

平成 28 年 2 月からの振込手数料は下記の通りです。

※出資金から差し引かれる振込手数料		
	千葉銀行	他銀行
3万円未満	324円	648円
3万円以上	540円	864円

出資金	
預り金	
計	
△手数料	
計	

受付日		振込	
入力		発送	

出資口数の減少と個人情報の取扱につきましては裏面に記載してあります。

※県庁生協定款より抜粋

(出資口数の減少)

第18条 組合員は、やむを得ない理由があるときは、事業年度の末日の90日前までに減少しようとする出資口数をこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて出資口数を減少することができる。

- 2 組合員は、その所有する出資口数が750口を超えた場合には、その限度を越えない範囲まで減少しなければならない。
- 3 出資口数を減少した組合員は、減少した出資口数に応ずる払込済出資額の払戻しをこの組合に請求することができる。

<組合員の個人情報、以下の目的のために利用させていただきます>

- 1 出資金や組合員名簿の管理
- 2 定款に定められた以下の事業の、案内、受注、請求（給与担当者へ依頼）、代金決済（給与控除）、事故対応、及びこれに付随する業務。
 - 1) 組合員の生活に必要な物資を購入し、これに加工し若しくは加工しないで、又は、生産して組合員に供給する事業
 - 2) 組合員の生活に有用な協同施設を設置し、組合員に利用させる事業
 - 3) 組合員の生活の改善及び文化の向上を図る事業
 - 4) 組合員及び組合従業員の組合事業に関する知識の向上を図る事業
 - 5) 組合員のための生命保険の募集並びに損害保険の代理業務に関する事業
 - 6) 組合員のための旅行業法に基づく旅行業に関する事業
 - 7) 前各号の事業に付随する事業
- 3 商品に関する活動、店舗、無店舗事業におけるサービス改善のためのアンケート・キャンペーン・イベント及び市場調査・購買動向に関する資料の送付・回収確認。
- 4 生協の活動や事業に関わる情報の提供

<個人情報の取得について>

人事異動に伴う異動先所属・加入者の職員番号の確認につきましては、県及び勤務先職場に確認をし、組合員名簿の修正及び登録をさせていただきます。